平成２６年（フ）第１１８１号
大阪府東大阪市今米２丁目６番62号
債務者　有限会社カムシステム
代表者代表取締役　久留島康弘
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　晃子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６６６号
名古屋市千種区内山１丁目24番９号
債務者　有限会社黒神組
代表者取締役　黒神　伸吾
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　亮介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前10時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７２６号
名古屋市中村区高道町１丁目８番２号
債務者　一般社団法人ＳＴＥＰ
代表者代表理事　鈴木　寿和
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　一樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７３５号
愛知県瀬戸市神川町27番地の１
債務者　株式会社アール・エス
代表者代表取締役　太田　義仁
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　美代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前10時15分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６４４号
大阪市都島区都島中通２丁目８－６、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区北浜２丁目３番10号
債務者　株式会社ミッション・ブロードバンド
代表者代表取締役　清水　共子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾島　史賢
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１６１号
神奈川県秦野市今泉1109番地　ルミエールＫⅣ102号、前住所神奈川県秦野市平沢527番地の９
債務者　山口　政春
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙梨　陽輝
4　破産債権の届出期間　平成26年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１６２号
神奈川県秦野市今泉2099番地の１
債務者　山口喜代志
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙梨　陽輝
4　破産債権の届出期間　平成26年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１０９号
神奈川県秦野市下大槻410番地１－７－105
債務者　阿久津　実
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川聡美
4　破産債権の届出期間　平成26年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１８３号
神奈川県厚木市恩名４丁目14番19号
債務者　内田　洋次
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　逸人
4　破産債権の届出期間　平成26年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月27日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２９号
岩手県奥州市水沢区南町５番24－７号　ラポール397Ａ棟、前住所岩手県奥州市水沢区字東町19番地４
債務者　穀田　幸治
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森崎　信介
4　破産債権の届出期間　平成26年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月31日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第３８号
宮城県大崎市古川福浦２丁目１番64号　ネオハイムスズキ202号
債務者　佐藤　文司
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
4　破産債権の届出期間　平成26年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
鹿児島県鹿児島市郡山町2230番地10
債務者　重久　睦郎
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　政幸
4　破産債権の届出期間　平成26年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１０号
宮城県石巻市あけぼの２丁目８－９　あけぼのハイツ203、住民票上の住所宮城県多賀城市下馬２丁目８番20号
債務者　藤原　　旭
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　彰二
4　破産債権の届出期間　平成26年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第１１５号
鹿児島県鹿児島市吉野町7516番地
債務者　西村　良治
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　弘毅
4　破産債権の届出期間　平成26年６月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月21日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第７６０号
横浜市南区六ツ川４丁目1199番地の258
債務者　佐倉井　章
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　幹夫
4　破産債権の届出期間　平成26年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月16日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部